

令和8年度～令和11年度

横手西部農業水利事業

横手西部地区現場技術業務

現場説明書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

1. 契約の保証について

別紙「契約の保証について」のとおりとする。

2. 国庫債務負担行為契約事項

本業務は国庫債務負担行為契約事項として令和8年から令和11年までの4会計年度により施行するものである。

3. 特約事項

1) 現場技術業務契約書第36条1項に規定する「各会計年度における支払い限度額」の割合は次のとおりである。

令和8年度	19.63%
令和9年度	23.00%
令和10年度	22.44%
令和11年度	34.93%

2) 令和8～10年度の支払い限度額は、出来高予定額の90%以内とする。

3) 施工年度の概要

各会計年度の出来高予定は特約事項の範囲内であるが、概ね下表の「施工年度区分表」のとおりである。

施工年度区分表

作業項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
設計に関する業務	○	○	○	○	
監督に関する業務	○	○	○	○	
関係機関との協議に関する業務	○	○	○	○	
事業実施に関する業務	○	○	○	○	
打合せ	○	○	○	○	

4. 積算数量等について

1) 業務期間は次のとおり計画している。

<input type="checkbox"/> 履行期間	令和8年4月10日～令和12年3月15日 (1436日間)
<input type="checkbox"/> 準備期間	令和8年4月10日～令和8年4月16日 (7日間)
<input type="checkbox"/> 業務期間	令和8年4月17日～令和12年3月15日 (1429日間)

2) 休日は業務期間中の土曜日・日曜日、祝祭日、夏季休暇(8月13日～15日)、年末年始休暇(12月29日～翌1月3日)を計画している。

3) 勤務時間及び休憩時間は、次のとおりである。

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで
休憩時間	午後0時00分～午後1時00分まで

4) 積算の基地は、秋田市としている。

通勤により業務を行うものとし交通費は計上していない。

5) 監督に関する業務のうち、外業は延べ108回とし、業務用自動車(ライトバン、乗車定員5名、排気量1.5リットル)の現場への移動に要する運転時間は、往復1時間を計上している。

なお、現場監督(外業)に関する業務の延べ回数は、大幅な増減がない限り変更の対象としない。

6) 現場技術員は技術者の区分を現場技術員(C)、職種は技術員とし、配置人員は2人で、積算上の延べ人数は1,829.12人である。

(延べ人数=業務期間(1,429日)×係数(0.64)×2人=1,829.12人)

7) 業務打合せに係る管理技術者の職種は技師(A)とし、打合せ回数は47回で積算上の延べ人数は35.25人である。

((打合せ0.50人/回+移動0.25人/回) ×47回=35.25人)

打合せによる交通費は業務用自動車(ライトバン、乗車定員5名、排気量1.5リットル)によるものとし、移動に要する運転時間は往復2時間、高速自動車道利用料金は秋田中央IC~横手IC間の往復分(3,400円)を計上している。

別紙

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払込済請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他（保険証券等の電磁的方法による提出）

保証証券等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証券をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証券等の提出又は寄託に代えて、電子証券等閲覧サービス（電子証券等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証券等を閲覧するために用いる契約情報（電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認

証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。